

評議員・役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 三和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償について定めるものとする。

(評議員・役員等報酬)

第2条 この法人の評議員、役員等に対する報酬は、以下のとおりとする。

- 2 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において下記に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。
- 3 役員等に対して、各年度の総額が250,000円を超えない範囲で、役員会において下記に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。
- 4 評議員選任・解任委員に対して、各年度の総額が30,000円を超えない範囲で、評議員選任・解任員において下記に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。
- 5 当法人の職員を兼ね、職員給与を受給している者の役員報酬は、支給しないものとする。
- 6 報酬の支払いについては会議出席の都度、現金で支給する。

(1) 評議員会に出席した場合	……	6,000円
(2) 理事会に出席した場合	……	4,000円
(3) 監事が会計監査を実施した場合	……	4,000円
(4) 評議員選任・解任委員会に出席した場合	…	4,000円
(5) 理事会・評議員会等において理事長の要請により出席した場合	……	4,000円

(出張旅費)

第3条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に準ずる旅費を支払うことができる。

- 2 役員及び評議員の旅費は、必要の都度現金で支払うものとする。

(改 廃)

第4条 この規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

この規程は、平成30年10月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。